

中野市広報なかの広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中野市広告掲載実施要綱（平成19年中野市告示第75号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、中野市が作成する広報なかのへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市長が指定したページ及び位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告のサイズは、1枠が縦6.2センチメートル、横8.8センチメートルとする。
なお、1ページに2枠掲載する場合は、2枠を繋げて縦6.2センチメートル、横18.2センチメートルとして掲載することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月単位とし、最長12月とする。

(広告の掲載枠)

第5条 広告の掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）は、最大8枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、広報なかの、市のホームページ等で行うものとする。ただし、2枠以上又は複数月分を一括募集する際は、一般競争入札等によることができるものとする。

2 広告の募集は、広告掲載枠を新たに設置したとき又は広告掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。

3 市長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者に対し、広告の掲載案内をすることができる。

(広告の掲載申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、中野市広報なかの広告掲載申込書（様式第1号）により、市長が指定する日までに、原稿案又は掲載内容を明記したものを添えて申し込むものとする。

(広告の掲載決定)

第8条 市長は、前条の規定により申し込まれた広告について、要綱及びこの要領に適合しているか否かを審査の上、掲載について決定するものとする。

2 広告掲載枠を超える応募があった場合は、次の各号に掲げる順位により決定する。
この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先する。

- (1) 公共性が高く、市内に事業所等を有する者に係る広告
- (2) 市内に事業所等を有する者に係る広告

(3) 前2号以外の広告

3 前項の規定によっても広告掲載枠を超える場合は、市長の定める方法により決定する。

4 市長は、前3項の規定により掲載する広告及びその掲載する位置を決定したときは、中野市広報なかの広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

（広告の原稿作成及び提出）

第9条 前条第4項の規定により通知を受けた広告主は、作成した広告原稿の電子データを、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの市長が指定した日までに、市長が指定した場所に提出する。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（広告料）

第10条 広告料は次のとおりとする。

(1) 1枠につき月額15,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) 前号の規定に関わらず、一括募集における広告料は、落札価格によるものとする。

(3) 同一の広告内容で6月引続き掲載申し込みをし、かつ、広告料を一括納入する場合は、1枠につき75,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(4) 同一の広告内容で12月引続き掲載申し込みをし、かつ、広告料を一括納入する場合は、1枠につき150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告料の納付）

第11条 広告料の納付は、原則として月毎の前払いとする。ただし、広告の掲載期間が2月以上に渡る場合は、一括して納付することができる。

（広告の掲載取下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、掲載予定の広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長へ申し出なければならない。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。